

9月10日（第2日）

9月10日(木)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
消防長	丸石正男	企業局長	木下隆
教育次長	小栗賢	代表監査委員	三浦和英

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	報告第11号 専決処分の報告について(市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更について)
日程第3	報告第12号 令和元年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第4	報告第13号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第5	同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6	同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ

日程第 7	同意第 5 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 8	同意第 6 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 9	同意第 7 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 10	同意第 8 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 11	同意第 9 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 12	同意第 10 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 13	同意第 11 号	いて 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
日程第 14	議案第 59 号	市有財産の処分について
日程第 15	議案第 60 号	江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案 について
日程第 16	議案第 61 号	江田島市オリーブ園設置及び管理条例の一部を改正す る条例案について
日程第 17	議案第 62 号	令和 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 18	議案第 63 号	令和 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第 19	議案第 64 号	令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会 計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 65 号	令和 2 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 66 号	令和 2 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 67 号	令和元年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定につ いて
日程第 23	議案第 68 号	令和元年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
日程第 24	議案第 69 号	令和元年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 25	議案第 70 号	令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会 計歳入歳出決算の認定について
日程第 26	議案第 71 号	令和元年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定） 特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27	議案第 72 号	令和元年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

- 日程第 28 議案第 73 号 令和元年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 74 号 令和元年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 75 号 令和元年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 76 号 令和元年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 議案第 77 号 令和元年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 33 議案第 78 号 令和元年度江田島市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 34 発議第 6 号 江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例（案）の提出について
- 日程第 35 発議第 7 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 36 発議第 8 号 「公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直し」に関する意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

執行部の皆さん、また議員の皆さん、きょうも大変御苦労さまでございます。また傍聴の方、早朝より傍聴をくださりまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和2年第5回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 皆様、おはようございます。6番議員、公明党の平川博之でございます。傍聴席の皆様も本当に御苦労さまでございます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、昼夜を分かたず、ウイルスと闘いながら地域医療を支えてくださっている医療従事者の皆様に心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に新規感染者数は減少傾向にあるものの、ウイルスとの闘いは長期戦を覚悟しなければなりません。多くの方々の生活スタイルも大きく変わり、この暑さの中、マスク着用で、コロナだけでなく、熱中症にも注意をしなければなりません。そこで、今後、さらに起こるであろう感染の備えに万全を期す必要があります。

そこで、次の2点について伺います。

1、新生児及び子育て支援策についてです。

子供は国の宝であります。そうしたことを踏まえ、本市としてのお考え、取り組みについて伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策について、教育現場の対応及び取り組みについて伺います。

以上、1項目2点、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

平川議員から、新型コロナウイルス感染症対策について、2点の御質問をいただきま

した。まず、私が1点目の新生児及び子育て支援策についてお答えをさせていただきます。その後、2点目の教育現場の今後の対応につきまして、教育長から答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の新生児及び子育て支援策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染につきまして、6月に一度は小康状態になったものの、7月に入り全国的な感染拡大の傾向が見られ、広島県におきましても、7月9日から39日間、連続して陽性患者が確認をされております。そして、陽性確認が一度ゼロとなりました8月17日以降も、日々数件程度、新規の確認がございます。

本市におきましては、4月6日に1人の陽性患者の確認がございました。また、当時では国の緊急事態宣言も踏まえまして、認定こども園や保育園の登園自粛をお願いした時期でもございます。保護者の皆様や園児たちには大変御不便をおかけいたしました。このような市民の皆様の御協力によりまして、幸いにも本市では新たな陽性患者の確認はされていない状況でございます。

そうした中、市では、市民の皆様や事業者の皆様に対しまして、新生児及び子育て世帯を含む多くの対応策や支援策を実施してまいりました。また、今定例会にも新たな支援策等の補正予算を計上させていただいているところでございます。

その子育て世帯への支援策については、給付事業と支援事業がございます。このうち給付事業といたしまして、6つの事業がございます。

1つ目は、新生児特別定額支給金でございます。これは、子育て世帯を含む全世帯へ10万円を給付いたしました国の特別定額給付金の基準日である4月27日よりも後に出生した新生児に対しまして10万円を給付する市独自施策でございます。

2つ目は、児童手当受給者の方に、高校1年生までの子供1人当たり1万円を給付する国の支援策としての子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

3つ目は、この国の支援策にさらに1万円を上乗せし、対象者も高校3年生まで拡大をした市独自施策の子育て世代支援臨時給付金でございます。

4つ目は、コロナ禍の影響を受けやすいひとり親世帯に対し、基本給付として1世帯当たり5万円、第2子以降には3万円を給付、さらに家計が急変した世帯に5万円の追加給付を行う国の施策としてのひとり親世帯臨時特別給付金でございます。

5つ目は、そのひとり親世帯に対しまして3万円を給付する市独自施策のひとり親家庭支援臨時給付金でございます。

6つ目は、妊産婦の方へ1万円を給付する市独自施策の妊産婦支援臨時特別給付金でございます。

これらの子育て世帯への給付事業に係る総予算額は、国の制度も含めまして、約7,500万円でございます。

この支援事業には4つございまして、その1つ目は、オンライン子育てサービス事業で、いわゆる電子母子手帳を導入する予定でございます。

これは、スマートフォンなどで電子母子手帳アプリを利用し、多言語での子育て情報の発信や子育てイベントの動画配信を行うほか、オンラインによる子育て相談など、在宅での子育てに関する情報の取得や相談などを支援するものでございます。

2つ目は、県事業を活用して、子育て世代包括支援センターのにこにこ広場と御家庭をタブレット端末等で結び、子育て支援員が歌やダンス、手遊びなどを配信するオンラインおしゃべり広場でございます。

3つ目は、県助産師会によります産前産後の不安を解消するためのオンライン相談でございます。

4つ目といたしまして、市では、コロナ禍において、認定こども園や保育園での外国人の幼児や保護者の方とより一層のコミュニケーションをとるため、会話翻訳機の導入を予定いたしております。

そのほか、例年の事業として実施をしております赤ちゃんの発達と健康を守る乳幼児健診等につきましては、緊急事態宣言時の5月健診分は休止をしたものの、感染予防対策をとることで、7月に振り替えて実施をいたしました。これからも必要な健診等につきましては、細心の注意を払いながら、確実に実施をまいります。

このように、給付による家計支援をはじめ、情報発信や相談体制の充実、また、保育施設での情報交換支援やICTの活用による新しい生活様式に即した取り組みなど、本市の新生児や子育て家庭の方への支援事業については、特に意を尽くしているものでございます。

今後も、国や県の動向を注視し、また関係機関と十分に連携をしながら、新しい生活様式の中で子育てしやすい環境づくりに向けて、できる限りの支援をまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 平川議員から、新型コロナウイルスの対策、教育現場の今後の対応についての御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

最初に、これまでの取り組みを報告させていただきます。

御承知のとおり、本年2月に新型コロナウイルスに感染した事例が国内で相次いで報告され、本市におきましても、感染症対策に万全を期すため、本年3月に17日間、市内小中学校を一斉臨時休校といたしました。

今年度に入ってから、市内で初めての感染者が確認されたことなどを受け、4月15日から5月31日までの34日間、再び市内小中学校を一斉臨時休校いたしました。その後、各学校は6月1日から学校を再開しておりますが、休校により授業時数の確保が難しいため、夏休みを短縮し、その間に授業を実施せざるを得ませんでした。

児童生徒の感染リスク回避と学習機会を保障する観点から、国が示す衛生管理マニュアルや学校の新しい生活様式の徹底を図り、学校、児童生徒、保護者の三者が連携し、児童生徒が安心して学習できるよう、しっかりとした感染症対策を講じて学校運営を行っております。

また、夏場を迎え、気温や湿度が上昇し、熱中症などの健康被害の発生が高くなることや、夏休み期間中にも酷暑の中で授業を実施することなどから、エアコンが設置されていない理科室などの特別教室にエアコンを設置したり、また、3密を避けるため、特別教室などの広いスペースを利用することが多くなることから、気化式冷風機及び扇風機を設置するための補正予算を前回の臨時議会へ上程し、可決をいただき、現在設置も

終わっております。ありがとうございました。

今後の対応につきましても、新型コロナウイルス感染症は収束していないことから、引き続き、国が示す衛生管理マニュアルや学校の新しい生活様式を徹底し、教育委員会、学校、保護者の三者が情報共有を図りながら、しっかりと取り組みを進めてまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、今後、本格的な第2波が来ることも予想されます。これからインフルエンザ等の風邪の症状が発生しやすい季節になることを受け、必要に応じて適切な対応を行いながら、児童生徒の学習活動に遅れが生じないように、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の新生児及び子育て支援策についてで、最初に、市長答弁の中に外国人とのコミュニケーションをとるための会話翻訳機の導入とありました。本市は、外国人家族の方も多く、大変いいことなのですが、こういった取り組みは早いほうがいいと思うのですが、導入時期はいつなのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 会話翻訳機についてでございます。

これは、認定こども園や保育園におきまして、毎回、外国人保護者の方とコミュニケーションを密とするために購入しようとするためのものがございます。大きさはスマートフォンぐらいの大きさなんですけれども、英語や中国語、フィリピン語、タイ語とかインドネシア語など、55の言語の音声とテキストの文字が利用可能というものでございます。

この翻訳機につきましては、このたびの議会へ補正予算として上程させていただいております。導入時期につきましては、この補正予算を可決いただきましたら、早急に購入手続をしたいと思っております。したがって、10月には全ての保育施設で設置ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） わかりました。それでは、旧4町の外国人の人数とか、また会話翻訳機、今スマートフォンの大きさじゃと言われたんですが、それは何カ所ぐらい設置の予定なのか教えていただければと思います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 町別の外国人の人数についてのお尋ねです。

9月1日の数字ですけれども、まず江田島町が193人、能美町167人、沖美町265人、大柿町104人、合計、江田島市の外国人人口729人という現状でございます。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 何カ所設置するのかということでございますけれども、これは全保育施設ですので、5カ所ということになります。現在、本市での外国人

の子供の方は、全体で7人ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） コミュニケーションでほんと悩む方がたくさんいらっしゃると思いますので、729名全てではございませんが、そういった取り組みを一つ一つ大事にしていて、今後も取り組んでもらいたいと思います。

じゃあ、次に、福祉保健部と、あと教育委員会の方に御質問なんですけど、私が今回一番恐れているのは、スマートフォンの普及によって、多くの方がSNSを利用するようになっております。昨今、便利な一方で、トラブルも多く発生しております。感染が収束しない中、感染を起こした場合、SNSでの誹謗中傷が考えられます。子育てをする親御さん、また、児童生徒たちへの対応について伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 新型コロナウイルス感染症に感染された方への誹謗中傷というのは、ほんとに全国的な課題になっているのかなと思っております。実際には、言われるように、住む家や地域を追われて、仕事をなくしたりとか、家族が分断されるような、そういったことも発生しているのも事実でございます。

その誹謗中傷、これはほんとに決して許されるものではございません。国や県、そして市におきましても、これは人権問題ということで捉えまして、誹謗中傷を厳に慎むよう、一貫して伝えてきております。

感染した方は被害者でございますので、今後、園児の感染が確認された場合におきましては、そういった誹謗中傷をしないようにと、保護者の方に対しましては文書やメール等で通知するとともに、当該園児が認定こども園や保育園の中で仲間外れや、そして誹謗中傷の対象とならないよう、また、ほかの園児にわかる表現で理解が深められるよう、保育士がしっかりとしたフォローをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 教育委員会でございます。今、福祉保健部長言われたように、前段、この新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷など、これ、断じて許されるものではないと思っております。

そこで、各学校では、今回のコロナウイルスの件に関しまして、誹謗中傷することや、SNS等での差別的な書き込みをしたりする行為、これはいじめであり、絶対に許されるものではないということを、1年生、6年生、中学生といたしますか、学年に応じた指導をしております。

さらに、学級担任や養護教諭等を中心として、きめ細やかな健康観察や個人面談等を通して、児童生徒の心身の変化や違和感などの有無に細心の注意を払いながら、そういったことが起こらないように、早期発見、早期対応を学校の組織的に行っており、今現在では、そういったことは学校では起こっておりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君）　　ちょっと申し訳ないです。確認というか、これまで本市で受けている、ネット上で誹謗中傷等が多分中にはあったんじゃないと思うんですが、そういった相談件数とか、もしわかればお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（吉野伸康君）　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君）　　本市におきまして、陽性患者の確認というのは、4月6日の1人ということでございます。ですので、その時期に当事者等を含めまして相談件数はありましたけれども、具体的に何件というのは、今、数字的には持ち合わせておりません。

　　以上でございます。

○議長（吉野伸康君）　　小栗教育次長。

○教育次長（小栗賢君）　　学校のほう、小中学生に関しての御相談というのは聞いておりません。

　　以上です。

○議長（吉野伸康君）　　平川議員。

○6番（平川博之君）　　わかりました。ほんと、あっちゃいけない、先ほども教育次長、また福祉保健部長の答弁のように、絶対あっちゃいけない行為だと思いますんで、ぜひとも強固に御指導していただきたいと思います。

　　続いて、収束しないコロナの問題なんですが、感染予防用の備品は以前にも増して多く物流的には流通していると思うんですが、園児または保育士などに対して、数とか、そういったものは大丈夫なのか、そこら確認をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君）　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君）　　保育施設への物品等の整備でございます。

　　現在、認定こども園や保育園におきましては、非接触型の検温器、あれを各園に配備をしております。また、手洗い用の消毒液、また、おもちゃなどを拭き取りますので、そういった清掃用の消毒液、そして、そのための手袋と、こういったものは準備はしておりますし、今、過不足なく配置できております。

　　以上でございます。

○議長（吉野伸康君）　　平川議員。

○6番（平川博之君）　　引き続き、先ほども答弁ありました第2波とかいうこともありますんで、しっかり備えが大事だと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

　　これ、私、提案なんですけど、小さいお子さんとか、マスクの重要性とか、手洗いの重要性とか、なかなか徹底することが難しいと思うんですね。よく小さい子供を観察しとると、例えば人形劇を使うとか、アニメを使ったものを、大事なんだよというアピールすることによって、興味を示して、子供に周知できるんじゃないかと思うんですが、その辺の指導の仕方というのは提案できますかね。お願ひします。

○議長（吉野伸康君）　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君）　　マスクの重要性ということでございます。

　　確かにマスクは、大人は皆さん、ここにいらっしゃいますように、皆さんしておりますけれども、子供については、例えば2歳未満の方については、これはWHOとかもつ

けないほうが良いというようなこともあります。ですから、それ以上の子供たち、3歳以上の子供たちについては、マスクの重要性でありますとか、また、先ほどありました手洗いってことでございますけれども、そういった手洗いのことも重要なことになります。感染症予防対策をする最も重要なものにつきましては、マスクよりも手洗いのほうが重要なかと思っております。ほんで、手指をしっかりと洗うというのがほんとに大切なことなんで、こういったことは子供たちにしっかりと習慣づけていく。マスクもそうですけれども、手洗いもしっかり習慣づけていくことが必要なことだと思っております。

現在、認定こども園や保育園におきましては、歌やダンスとかそういったものを取り入れながら、手洗いの指導のこともやっておりますし、発表会のテーマとしてもやっております。平川議員さんがおっしゃられた人形劇やアニメということでございますけれども、こういったものにつきましては、例えば人形劇なんていうのは、人形は身近なものとして親近感があったりとか、安心感を子供たちが得られるということも言われたりしますので、ほんとに非常に興味を持って教えることができる方法だと思っておりますので、今後、各園と相談しながら、そういったものの指導につきましては、人形劇も含めまして、例えばアニメでそんなんがあるのか確認はしないといけないんですけども、そういうなのも含めまして、年齢に応じた指導方法を工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ありがとうございます。ほんと習慣づけというのは重要になってくると思いますんで、ぜひともよろしく願いいたします。

次、教育委員会のほうに質問なんですけど、最初に、各小中学校の特別教室にエアコンの設置ができたということで、多くの父兄の方々からも大変喜びの声をいただいております。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、特別教室は普通教室に比べて大変広いということもあって、多目的に利用できると思うんですね。例えば、教室だけじゃなく、緊急避難所としても大いに利用できると思います。今後も残った特別教室へのエアコン設置を望みますが、ぜひとも、その辺もよろしく願いしたいと思います。

次に、コロナ感染が収束しない中、ICTを活用した教育の取り組みが大事になってきます。

そこで、GIGAスクール事業はどの時期から開始するのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ICT、GIGAスクールのお尋ねだと思います。

今年度中に全ての整備が完了するように、入札準備等を進めております。ただ、今回、全国の自治体のほうが今年度中に整備するというふうな予定を聞いておりますので、タブレット端末等の不足というのが予想されますが、本市では、各学校への納入時期は、令和3年3月までには終わらせる予定でしっかり動いております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ここは半島になりますけど、もう光も走って、どこよりもそういう取り組みも早く進むと思います。半島の地域ではまだまだ光ができてなくて、国からの予算でやるということで今からいうところもありますが、いち早く、この時期に合った教育ができることを強く望むんですが、そこで再質問して申し訳ないんですが、ICTを例えば活用することによりまして、学習意欲のある子供とそうでない子供の差が生じるんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどのようなお考えがあるのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 学習意欲に差が生じるのではということでございます。

前段といたしまして、今や社会のあらゆる場所でICTの活用というのが日常的なものとなっております。これからの時代を生きる子供たちにとっては、タブレットとかパソコンのICT端末というのは、ノートや鉛筆と同じように、どうしても欠かせない道具ということになっていくと思います。

この道具であるICTを活用することにより、これまでとは違った個々の関心に合わせた調べ学習とか、写真や動画を用いた多様な資料を瞬時に検索できること等により、これまでよりも子供たちの学習意欲は各段に向上するというふうに考えております。

しかしながら、児童生徒のICTの操作能力というのには差があることも考えられるため、基礎的な技能の習得ができ、なるべく差がつかないように、個に応じた支援を適切に学校では行っていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ほんと、なるべくいうお言葉ありましたが、必ずそこには差が生じてくると思うんですね。私もなかなか扱いに慣れなくて苦労しとるんですが、苦しむ子になるべくの中に1人でもおれば差が生じていくということになりますんで、ぜひとも、しっかりとした指導をよろしくお願いします。

そういったことを補充するための国の支援なんですけど、指導員等派遣事業でスクール・サポート・スタッフ追加配置という取り組みがございますが、これはどのようになっているのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 指導員等の派遣事業、スクール・サポート・スタッフの追加の取り組みはという御質問だと思います。

現在、市内の小中学校には、スクール・サポート・スタッフ、いわゆるSSSが小学校では5名、中学校で2名、計7名の配置をしております。このうち、小学校に配置している4名のスクール・サポート・スタッフについては、国が行う補習等のための指導員等派遣事業、これを活用して、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るということを目的に、今年の7月に追加措置をしております。

このスタッフの主な業務ということでございますが、教室内の換気や消毒などの感染症対策、また児童生徒の健康観察の取りまとめの作業など、教職員でなくても行える業

務を担ってもらい、教職員の負担軽減を図り、子供たちと向き合う時間を確保していただくというものでございます。

本来であれば全小中学校に配置していただきたいところですが、県の事業でございまして、かなり多く、うちのほうでは配置してもらっているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 各先生の、今回コロナ禍がありまして、その負担がかなりふえと思うんで、こういった取り組みもしっかり利用しながら、先生が先生の仕事をできる、そういう取り組みをしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、何とぞお願いいたします。

次にまいります、確認ですけど、修学旅行は児童生徒の方にとって一生の思い出となる一大イベントになると思うんですが、今回、このような時期でございまして難しいところではございますが、現在の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 修学旅行でございまして。ほんとにこれは子供たちが一番楽しみにしている行事の1つだと思います。

この修学旅行の実施についても、感染防止対策、これを最優先にしながら、その教育的意義、児童生徒の心情等、これらにもしっかりと配慮して、時期や旅行先については業者と検討をしております。

今現在の段階では、小学校は、もう9月なんですけど、9月または10月に一応山口方面への修学旅行を予定しております。中学校については、時期、旅行先ともに現在検討、大体東京のほうに行ってきたんですが、その旅行先等も時期も検討を重ねながら、一応中学校も修学旅行のほうは実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 近所に住む小学生のお子さんが修学旅行のことをすごく心配して、今、県外行かれんとか、どこどこ行かれんとかいうて、家庭でも我慢して、学校の行事も我慢していうて、子供もストレスがすごくたまっているんで、そういった楽しみが1つでも減らないように、今後もしっかり取り組んで、喜んでいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

最後になりますけど、最後にくどいようでございますが、今回のコロナ感染は収束の見込みがいまだわかりません。また、国・県の動向も日々変化しております。今後も、市民の皆様お一人お一人の協力をいただきながら、行政職に関わる皆様の力により、安全で安心なまちづくりのさらなる構築のため活躍していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 一番最初のほうで質問のありましたSNSへの誹謗中傷の相談件数ということでございます。本市では7件ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、6番 平川議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時39分）

（再開 10時50分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） 市民クラブの重長でございます。傍聴席の皆様、朝早くから傍聴いただき、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、2項目6点の質問をさせていただきます。

まず1項目め、コロナ禍の学校教育の実態について、次の3点をお伺いします。

1、教師や児童生徒が精神的に不安定になっていないか。

2、学力の保障についての取組は。

3、これまでにない状況の中、不登校やいじめの、このいじめに関しては虐待というものも含んでいると御理解いただきたいと思っております、の実態は。

2項目め、ギガスクール事業について。

ギガスクール事業の今後の進行計画は。

2点目、通信インフラの整備は。

3点目、ギガスクール事業導入によって得られる効果は。

以上、2項目6点の質問の答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 重長議員から、2項目6点の御質問をいただきました。

順にお答えをさせていただきます。また、答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思っております。

初めに、1項目めのコロナ禍の学校教育の実態についてでございます。

まず、1点目の教師や児童生徒たちが精神的に不安定になっていないかについてでございます。

学校休校中も、再開後も、教師や児童生徒たちが精神的に不安定になっているということはございません。ただし、教職員に対して支援は行っております。例えば、校舎内の消毒や夏季休業の短縮等により教職員の業務量がふえているため、必要に応じてスクール・サポート・スタッフや非常勤講師を新たに追加措置し、教職員の負担の軽減を図っております。

また、児童生徒に対する支援といたしましては、臨時休校中は児童生徒の様子をできるだけ対面で把握できるよう、定期的な家庭訪問を行い、きめ細かな連携を行ってまいりました。

さらに、学校再開後も学習や生活面に対する不安を持たせないようにするために、学習の進捗を把握しながら、気になる児童生徒には個別に学習支援を行い、心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、担任や養護教諭、スクールカウンセラーによる教育相談等も実施してまいりました。これからも校長を中心とし、ワンチームとして組織的な対応ができるよう支援してまいります。

次に、2点目の学力保障についての取組についてでございます。

臨時休校中は、どの学校におきましても、家庭訪問により、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように定期的に課題を配付し、個別の状況に応じたきめ細やかな対応を行ってまいりました。

具体的には、教科書と併用できる教材を教職員が作成したり、プリント教材に加え、テレビ放送等を活用したオンライン教材の紹介を行う、また、自校のホームページを活用し、自作動画を配信するなど、各校の実態に応じた対応を行っております。また、家庭での生活の乱れがないよう、児童生徒が自主的に各家庭に応じた時間割りを作成できるよう、きめ細やかな指導も行っております。

このように、各学校におきましては、児童生徒の実態に応じて、今年度の教育課程の実施に支障が生じないよう、それぞれが工夫を凝らした学習指導を行ってまいりました。さらには、学校行事を精選し、夏季休業も短縮することで授業時数の確保に取り組み、とりわけ進路の指導に配慮が必要な最終学年の児童生徒には、優先的に学習活動を行い、個々の児童生徒の進路希望や学習の状況を踏まえ、将来に見通しが持てる指導を行っております。

次に、3点目のこれまでにない状況の中での不登校やいじめの実態は、についてでございます。

7月末現在で、コロナウイルス感染症による臨時休校をきっかけに不登校になったり、いじめを受けた児童生徒はおりません。教育委員会では、例年9月をいじめ撲滅月間として位置づけ、市内の全小中学校でいじめの未然防止に向けた取り組みを行うこととしております。

今後も、不登校やいじめの取り組みにつきましては、早期発見・早期対応が大切だと考えておりますので、児童生徒の小さなサインを見逃すことがないように、日ごろから目を光らせ、耳を立て、しっかりと対応してまいります。

次に、2項目めのギガスクール事業についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のギガスクール事業の今後の進行計画についてでございます。

G I G Aスクール構想は、I C Tを基盤とした時代を生きる子供たちのI C T環境の整備が急務であることから、1人1台の端末整備と校内通信ネットワーク整備を一体的に行い、教育のI C T環境を実現するためのものがございます。

いずれも今年度末までに整備することを目指し、来年度からは各学校で1人1台の端末環境となり、令和時代のスタンダードとしてデジタル教材等を日々の授業でも活用し、児童生徒の多様な学びを実現してまいります。

次に、2点目の通信インフラの整備についてでございます。

今回のG I G Aスクール構想は、1人1台の端末整備と校内通信ネットワーク整備を一体的に行うものがございます。1人1台のタブレット端末を整備した後は、校内でのネットワーク環境を使用することとなります。現在の通信環境では、ネットワークを同時に使用すると多くの端末が能力不足に陥ります。このため、多人数の児童生徒が同時に端末を利用する際には、高速で大容量の通信ネットワークを整備する必要があります。

具体的には、高速で大容量の通信に対応できるケーブルを敷設し、無線L A Nのアク

セスポイントを増設いたします。これにより、校内のあらゆる箇所で多くの端末を同時に使用することが可能になり、高速通信を生かした学びが実現できる環境が整います。

次に、3点目のギガスクールの事業導入によって得られる効果は、についてでございます。

各学校におきまして、1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、これまで蓄積されてきた教育とICTを組み合わせ、教員は子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型の一斉授業が可能となり、これまで以上に情報の基礎的な操作の習得やプログラミング的思考力が身につきます。また、教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となり、学びの転換へとつながります。

具体的には、デジタル教材等を活用することで、一人一人の学習の進捗状況を可視化することができ、よりきめ細やかな対応や工夫を凝らした学習指導ができるようになります。

このように、本市のみならず、日本や世界の未来を託す子供たちが学校や家庭で日常的にICT機器に触れることで、タブレットやパソコンが鉛筆やノートに並ぶマストアイテムとなり、今後、社会のあらゆる場所で常に情報を活用し、発展させていくことができる能力を全児童生徒が身につけられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それでは、再質問のほうを順にさせていただきます。

まず、コロナ禍の中での学校教育の実態についてということの項目の1番の教師や児童生徒が精神的に不安になっていないかという項目でありまして、ちょっと前に新聞で、あるNPO法人が先生方に対してアンケートをしまして、その結果がこの前発表になったんですけども、その分の発表の前に、傾向がこういうふうに出ているというふうなものがありまして、その調査結果によりますと、すごく教員が疲れている。なぜ疲れるかという、ふだんはないことをしなければいけない。1番には消毒、これまでにしなくてもよかった消毒をしなきゃいけないとか、各学校において、新しい生活様式を定めて、それに従ってしましようとか、あとは、学校の中で三角コーンを置いてぶつからないようにしたりとか、間隔をあけるためにシールを貼っていたり、あるいは、しなくてもいいことをやって子供を受け入れる準備をこれまでにできて、6月の段階で私も各学校を訪問させていただきまして、実態を見させていただいて、すごく考えて、子供の安全を考えてやってるなど、もう準備万端ですよ。それまでには、先ほどの御答弁でもありましたように、6月までは週1回の家庭訪問をして、課題を出して、それを受け取って、またわからないところを返していく。毎週各家庭に出向いていく、そういうことの労力もありましようし、6月の段階では、まだそこまで先生方の疲労感というものはこんなにあるなどは思わなかったんですけども、6月に授業を再開して、いまや9月ですよ。6、7、8月は2週間ほどお休みがありました。ここで来て4カ月目に入って、日々の消毒活動もかなり厳しいものがあると思います。それで疲れてくると、やっぱり子供に目が行きにくくなっていく、そういうことがあるんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりはしっかりと子供に目が向いているのでしょうか。そこらあたり、具

体的にお願いします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほどの平川議員さんの質問の中でもお答えさせていただいたんですが、教育長の答弁でもございましたように、スクール・サポート・スタッフとか非常勤講師というのを江田島市では採用しております。

先ほど言ったように、スクール・サポート・スタッフは計7名、非常勤講師を1名つけております。これは中学校のほうにですね。なるべく手厚く教職員の方にはしているつもりではございます。確かに教員のほうも疲れてきているのは、現実そうだと思います。ただ、よく学校の先生が言われるのが、子供たちの元気な顔を見たら疲れも吹き飛ばんだというふうに学校の先生は頑張ってくれておりますので、それをしっかり教育委員会としてはサポートしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そこらあたり、しっかり教育委員会のほうでサポートしていただいて、先生方が疲れ過ぎないように、しっかりサポートしていただきたいと思えます。

次の学力の保障についてということなんですけれども、これも6月までの間は毎週プリントを配付して、それを回収して指導していく。4月ということを見ると、新しい学年に入って、新しい分野の勉強をしていく。その中で、1週間に1回、先生と話すことができるんでしょうけれども、新しい、例えば算数でも、これまで3年生でしよった算数と4年になってする算数は違いますよね。そういったことで、割とカバーができていのか。あるいは、カバーが不十分であると、今の現状までにそこをカバーしていかなければいけないということが起こってくると思うんですね。その中で、子供たちの状況がそこでうまくスムーズに理解が進んでいるのか。あるいは、そういった部分で先生方がうまく対応できて、この1年で習得しなければいけない部分が順調に、今の時期なら今の時期なりに、ここまでは習得してますよというふうな形で、それがうまく進んでいるのかどうかというのを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 今、御心配の教育課程、1年間の教育内容がきちっと指導できるのかという御質問だと思いますけれども、先ほども答弁でお話ししましたように、夏休みも開業日として授業を行っております。また、各学校いろいろ創意工夫して、学校行事の精選等をして、授業時数は予定どおり実施できるようにしております。

また、子供によって家庭の状況も違います。いろいろ学習に対する準備といいますか、個々に違ってきます。先ほども答弁しましたように、そういうところをしっかりと担任等がつかんで組織的に、担任だけじゃなかなか手が足りない状況もありますので、副担任であるとか他の先生と協力しながら、その子供の状況に応じた細やかな指導ができるように工夫しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そのように、子供たちの力がそういったふうにしっかりと自分のものとなって、そういった力をつけていけるように、しっかりと指導をしていただきたいと思います。

次に、3点目のこれまでにない状況、いわゆる特殊な状況の中で、不登校やいじめ、あるいは虐待の実態はということで、先ほどの御答弁の中で、不登校ゼロ、いじめもありませんというふうなお答えだったんですけども、不登校に関しては、ちょっと違うんじゃないかなというふうな思いもあるんです。そこらあたりはゼロで間違いはないですか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 先ほどの答弁でお話ししたのは、コロナウイルス感染症がきっかけで不登校になっている者はおりませんと言いました。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在不登校の生徒はおります。これはコロナウイルスが原因ではなくて、いろんな状況があるんですけれども、そういう中から不登校になっている生徒はおります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 不登校に関しては、それまでも不登校であったという部分も私も理解しておりますし、ちょっと変わった例としましては、これまで不登校だったのが、6月から出席するようになったという子もあるように聞いております。この子がずっと出席しているかどうかは、その後の追跡はしてないんでよくわからないんですけれども、その中で、今、先ほどのアンケートの件でもあったんですけども、長時間労働というか、ふだんにないことをしていくという中で、疲労感がかなり高い先生がふえている。その中でいじめなどがふえていくという懸念があるんじゃないかなろうかと。やっぱり職場環境がそういった、こう言っていいかわからないんですけども、危機的状況にある、または長時間労働の増加、高い疲労感というものがあれば、子供の対話にしてもそれが影響して、元気であればちゃんと聞いてあげられるのに、もう疲れてしまうと、子供の話すこと、訴えることも十分に受け取れないようなことがひょっとして起こってくるのではないかと。そうなった場合には、子供に対する対応自体がしかりできなくなって、そうすると子供は、先生に言うとするのに先生聞いてくれへんのんでというふうなことが起こったり、それが心配なんです。そういうことが起こると、いじめとか、子供もいらいらします。先生もいらいらします。6月までは家庭で待機、そうすると、二親が仕事に行ったら1人でおる。勉強する子は勉強するんでしょうし、学校によっては、学校の時間割りと同じような時間割りを各家庭に与えて、何時から何時までは何の時間ですよ、この勉強してくださいというふうな時間割りを与えとる学校もありました。その中で、1人でおると不安になる。子供がずっと家におるといらいらする親もおるんです。そこらあたりの家庭の中で虐待が起こってくる可能性もふえてくる。学校に行ったら、昼間は子供がいませんから。ずっと子供がいる中で、親のいらいらが募ってくるというケースも考えられると思うんです。

そこらあたりで、今、現状としては、いじめも起こってない、そういった家庭内の不和も、そういった情報は上がってこないというふうな話だったんですけども、そこら

あたり、今後、そういった状況がだんだん、疲労もどんどん深くなってくると思います。そういった中で、これから、そういうことを予想してどういう対応をしていくのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 今、議員御指摘のとおり、我々も非常に心配しております。このことは、毎月、小中学校の校長会がございますけれども、その校長会では毎回のように、常にいじめ、あるいは虐待、どこの学校でも、どこの子供にも起こり得る、そういう問題であるという捉えで、先ほども答弁しましたように、小さなことまで見逃すことがないように、担任を中心に、子供の状況把握に努めております。

そういう中で、御存じのように、今、国も働き方改革というのを進めております。学校における働き方改革というのを学校でも進めておるんですが、今、言われるとおりで、教職員が疲弊したら、ほんとに子供たちのいい教育はできないということで、まずは先生方、教職員が元気で生き生きと仕事ができるような、そういう状態をつくっていかうということで、今、本市、他の市町もそうですけれども、1週間に1回、定時退校の日というのを設けて、本市は水曜日に設けているんですが、水曜日は部活動も中止にして、先生方はその日は早く帰ろうというふうにしています。だから、そういうふうな先生方が元気に常におれるような状況を維持しながら、子供たちへの教育も充実させていくというふうにしております。

また、子育て支援課とも連携しながら、御指摘のように、家庭状況が変わる中で虐待等の心配もあります。そういう中で、早目に、子育て支援課、あるいは民生児童委員、地域の方と連携しながら、学校だけじゃなくて、多くの方々に支えていくという、そういうことに今は気をつけているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そこらあたりのサポートを、学校だけでなく、周りも含めてサポートするというのでありましたので、地域で子供を育てる、育成するというふうなことをしっかり周りと一緒に進めていただきたいと思うと同時に、こういったいじめとかそういう問題が起こる要因としまして、自己肯定感が低いというふうな、日本の子供たちは自己肯定感が低いというふうなことが前々から言われております。そこらあたりに関しまして、自己肯定感を上げていく。要するに、自分のことが好きなんだ。自分が自慢できるんだ。前は、わしゃ自分のことが大嫌いよというふうな子が多かったんですね。自分に自信がない子が多かったですね。それをどうやったら自己肯定感を高く持てるような工夫をしているのか、江田島市はどのような工夫をしているのか、これを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 議員の御知見どおり、日本の子供たちの自己肯定感、他国と比べても低いところでございます。本県、あるいは本市も同じような状況あります。そういう中で、自己肯定感を高める、そういう取り組みはいろんな活動を通してやっております。人のために自分が役に立っている、これが非常に自分の自己肯定感を高める。

あるいは、自分自身に自信を持たせる。そういうようなことを、いろんなボランティア活動、授業の中でももちろんやっておりますけれども、授業以外の活動も取り入れております。

そういう中で、これも毎年、児童生徒のアンケート調査しておりますけれども、徐々にですけれども、改善傾向にあります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひ、その自己肯定感を高める教育を進めていただいて、しっかり自信が持てる子供を育成してもらいたいと思います。自己肯定感が低いということが原因で、昨今すごく話題になっているSNSでの誹謗中傷、自分は隠れて、人に対して石を投げるといったようなことがすごく一般化しております、それは昔のいじめみたいなものの延長として考えられるんですね。そういったことが今後は起こらないような、20年後、30年後にはそういうことが起こらないような教育をしっかりとさせていただきたいと切にお願いいたします。

それでは、次のギガスクール事業についてに移らせていただきます。

1番のギガスクール事業の今後の進行計画ということであったんですけども、GIGAスクール事業自体は2018年から文科省が進めておまして、2022年までには皆整備しなさいよというふうなことだったんですけども、全国そうなんだろうけれども、コロナを契機に、それを一気に推し進めようという方向なんだろうと思うんですけども、GIGAスクールが実際の授業に使われるというのは、そういったタブレットが配付される、3月に配付されるということであれば、来年度から実質的に始まっていくという捉えでよろしいですか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） そのとおりでございます。来年度から実施していきます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それで、そっから始まるんでしょうけれども、その中で今心配なのは通信インフラの整備。たくさんの回線を一気に使うということになれば、江田島市は光が入ってますから、通常の家でもかなり高速で使えるんです。そういったものと同じ回線を学校も使ってするんでしょうか。それをちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） まず最初に、このGIGAスクール構想自体は、まずは校内、先ほど教育長説明いたしましたように、校内1人1台端末と校内の無線LANを整備していこうというのがございます。

議員御指摘のように、江田島市には光回線が来ておりますので、1ギガの速度が出るというふうになっております。まずは、学校の中で授業するのに、外に出るときには光回線なので早いんですが、学校の中で混雑するんですよ。100台とか、一気に50台という、今の学校の状況では、中で外に出るときに混雑するというので、そのために今回、無線LANの整備もするというのでございますので、学校の外に出る環境と

というのは、江田島市のほうで光回線網ができていて、それにちゃんと出れるような仕組みを今回学校のほうでつくっていくということでございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そこで、全協での説明のときには、学校の回線がそのまま、直にNTTの一般回線に行くんじゃないで、それとは別の出口を使って、というのは、学校で一気に使うものが一般の回線に入ってしまうと、途端にスピードダウンをしてしまうわけです。そうすると、今度、普通の仕事でそういった回線を使っている人は大迷惑なんですね、正直な話。今でも学校がお休みのとき、土日とか、あるいは6月までのときは割と、昼間も晩もそうなんですけども、すごく遅くなるんです。今では土日ですね。昼間私がパソコンを使っている、データのやり取りをしているときに、びっくりするぐらい遅くなるんですよ。これは回線が混んどのからですね。光じゃけんいうて全部1メガが出るわけじゃなくて、回線の混みようによって全然違うわけです。だから、それは学校なら学校、例えば江田島市役所なら江田島市役所の専用回線を設けて、学校がそこに一旦集まって、それから一般回線じゃなくて、それと別の回線で結ぶということをしなないと、これは社会的にちょっと迷惑になることも考えられるんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 私もそこまで詳しくはないんですが、基本的には、回線事業者によって速度は変わるというふうに聞いております。というのが、通信方法がいろいろあって、今、通常皆さん、私らも使っているのはIPv4という規格でございます。これはNTTの回線の中に集まって、NTTとか回線事業者と言ったほうがいいんですかね、いろいろな事業者のところに集まって出ていくと。集まるときに回線が混雑するということでございます。ですから、事業者がいろいろなアクセスポイントをたくさん持っていて、江田島市にも1個あるよ、呉市にも1個あるよとかいうふうなことがたくさんあれば、そういう混雑、全体の人数がばらけるのでいい。それが今のIPv4のやり方。

今現在、今度、IPv6というんですかね。これは、そこを通さず、直接いろいろなホームページを見に行ける技術というふうに聞いております。これになったら、今でも遅い回線事業者、例えばヤフーとかニフティに入っておられて、IPv4でつながるようにしている人がいれば、このIPv6という規格に変更さえしたら、その回線通らなくなるので早くなるというふうに聞いております。その辺は私も専門家ではないので、この回線が早くなるようなというのは、NTTさんのほうとこれからLANの工事が終わったらまた話をして、当然いつでも出て行けるようにする予定でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひ、そこらあたりで、一般の仕事をしている方々に迷惑にならないような通信方法を採用していただきたいと思うのと、各学校の教室などに無線LANを引かれると。そうすると、ルーターでしますよね。そのルーターもケーブルも文科省が推薦しているのはクラス6ですか、のケーブルを引きなさいということもあり

ますし、ルーターの置く位置によって、教室のここは早いんだけど、ここは遅い、ここはひょっとしたら回線が繋がらんいうことがあるんですね。そこらあたりは多分専用の業者が設定をされると思うので、そういうことがないと思うんですけども、そういうことが起こり得るんだということを全員が、その置き場所によっては、ここは使えるけども、後ろは使えない、前は使えないけど、後ろは使えるということが起こり得るので、そこらあたりをしっかりと、そうならないようにチェックをしていただいて、全員が快適に使えるようなことをしていただきたいと思います。これは要望です。

次は、3番のギガスクール事業導入によって得られる効果はということで、個人個人の最適化というふうな文章があったと思うんですね、文科省の部分の中で。それは、その人その人に合った指導の仕方、教育の仕方をしていくというふうなことだろうと思うんですけども、そうすると、先生方の力量を上げていかないといけない。それが使えるようにしなきゃいけない。そこらあたりに対して、先生方のスキルアップに関して、江田島市はどのような対応をするのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 当然、先生方がこれについていかなければいけないと思いますし、当然、得意な方もいれば、苦手な方もいるということで、先生方はどんどん今勉強して、このICTが使えるようにしております。

ただ、このGIGAスクールというのが、直接これを入れたから子供たちの学力が上がったとか、そういうものではなくて、もう今が情報社会、Society 4.0の社会というんですけど、それから今度は、モノのインターネットとか人工知能などがつながる超スマート社会、Society 5.0、これはアベノミクスなんかでも言われているんですが、そういう時代に移っていきだろう。その入り口になる子供たちには、このGIGAスクール構想というのをやっていかないといけない。当然、先生方もこのことを知ってやっていくということでございますので、どうしても苦手な方とかはいるとは思いますが、そこはしっかり学校のほうで取り組むように。タブレットの中には、できるだけ使いやすいようなソフトを入れるというふうな工夫もして、ソフト面、ハード面ともしっかり支援していこうと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 今出てきましたSociety 5.0、これをもっと具体的に説明をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 私もその発音でいいのかどうかもわからないんですが、これはモノのインターネット、家電もインターネットにつながりますよとか、単純な作業はAIが取ってかわるというふうな社会、スマート社会という名前がついておるんですが、そういったのがSociety 5.0、がこれからの社会になっていくだろうと。今までの狩猟社会からずっと来て、Society 4.0が今情報があふれている社会、その先はこのSociety 5.0、スマート社会になるんですよ、多分なってくると思います。というのも、無線回線も今は4Gですかね、LTE回線、これが5G。5G

になったら、最大20ギガの速度が出る。ほんとに光回線よりも早い回線になるんじゃないかなと。端末も無限大につながるということでございます。インターネットにもつながるのが普通の社会になってくる。これからの子供たちはそういう社会を生き抜いていくんだということで、このGIGAスクール構想をやっていくということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） Society 5.0につきまして、私が調べたところでは、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と内閣府の第5期科学技術基本計画に定義されております。ですから、通信手段としては、前提は5Gですよね。でも、まだ通信としまして5Gそのものがまだインフラとして定着してない、これからの通信のあれで、結局5Gというのも、中継器から5Gの末端までは早いんですけども、中継器からの後は4Gと一緒になんです。だから、そこらあたりもあるんですけども、やっぱり5Gが前提とした、そこでやるというのがGIGAスクールということ、一応この文科省の書類の中ではそれが理解できるんですけども、そこらあたり、これからEdTechの導入ということも書いてありますし、民間企業からの支援協力、要するに、民間企業から学校ICT導入利活用に対するあらゆる教育を募るとあります。そこらあたり、学校内だけでは、ずっと難しいかもわからない。ある程度、学校をオープンにして、外部からの協力を得ながら、こういったことを進めていくというふうなことをしなさいよというふうなことを、GIGAスクールの部分でインターネットから調べた部分ではそういったことが書いてあるんですけども、そこらあたり、これからのことだろうと思うんですけども、民間をして、あらゆる協力を得るというふうな形で、どのような形、まだそこまで計画をされとらんのかもわかりませんが、将来的に民間協力を得ながら、それを進めていくという部分が必要であると思うんですけども、そっか、今まだそこまではやってないですよ。ごめんなさい。ちょっと先走りました。

そこで、EdTechの導入ということについてごろからということを考えているのか、まだ現状では考えていないのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今、重長議員さん言われたとおり、まだ物も入っていませんし、ソフト自体もこれから入札という段階でございますので、それが決まらないことにはわからないんですが、当然言われているように、民間の力も借りなければいけないかもしれないし、地域の力も借りなければいけないかもしれない、みんなの力で子供たちと一緒に育てていこうということだと思いますので、そのときにはどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

それで、こういった新しい技術に関しては、いろいろわからないこともたくさん出てくると思いますし、今年度入って学校がお休みになったりして、いろんな不安定な状況

の中で、こういった新しいものを導入していくということは、かなり大変なことだろうと思います。

支援員ですね。ICTに対する支援員を多分要請すれば派遣してもらえるようなシステムになっていると思いますので、そこらあたり、利用できるものは何でも利用していただいて、スムーズな導入と、さっきも申しましたように、個人に対する最適化、その人に最適な指導、教育ができるような環境をいち早くつくっていただけるように努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番 重長議員の一般質問を終わります。

8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） 8番議員、上本一男です。通告に従い、最後です、質問させていただきます。緊張感を持ってやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

農業・漁業活性化についてお伺いいたします。

我がまちは、広島県においても有数な高齢化率の高い市町でございます。この高齢者を農業・漁業の事業とうまくマッチングすることによって、産業の活性化、地域の活性化はできないだろうかと考えております。

定年退職後の人や元気な高齢者が、これから老後をどのように生きようかと考えたとき、農業・漁業をやりたいと思う仕組みづくりを、我々、行政、市政を考える者は考えなければいけないんじゃないかなろうかと考えております。その辺を聞かせていただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 上本議員から、農業・漁業活性化について御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

本市の平成27年における国勢調査の産業別人口を見ますと、第1次産業は1,362人、11.9%、第2次産業は2,195人、19.2%、第3次産業は7,775人、68.2%となっております。第1次産業は減少傾向にあるものの、広島県平均の3.1%と比較しますと、本市は第1次産業に占める割合が高いことが特徴でございます。

さて、本市における農業の活性化につきましては、地勢や気象条件などの地域特性を生かした産地の維持・形成を目指すことを主体とし、支援を行っております。

一例を申し上げますと、江田島町北部地域では、新規就農者育成協議会を中心とした新規就農者の育成に取り組み、キュウリの産地形成を行っているほか、菊、スイートピーなどの花卉やトマトなどの園芸施設の整備に係る費用に対して支援を行っております。

また、平成22年度から、オリーブの苗木の購入助成を行いながら、耕作放棄地対策にも取り組んでおります。10年を経過した現在では、その成果として、市民の栽培技術と加工技術が高まり、市民の実でつくったオリーブオイルは国際的に高い評価を受け

ているほか、枝を使ったオリーブ冠は各種スポーツ大会から要望があり、提供をさせていただきます。

さらに、江能地域果樹振興対策会議では、平成21年から、かんきつ、イチジク、ブルーベリーを対象作物とし、販売知識と技術を習得するためのえたじま果樹農業塾を開講しております。平成21年度から昨年度までの受講者は延べ254人で、受講者のうち8割程度は60歳以上と、時間にゆとりができた方が受講しておられます。このような方にとって農作業は生きがいつくりや健康寿命を延ばすことにつながっているものと考えますし、これに加えて、自らがつくった農作物が売れることで、地域経済にも好循環が生まれるものと考えております。

これらの農作物の生産に向けては、有害鳥獣に指定しているイノシシ、アナグマ、カラスから農地や園地を守る取り組みが必要であるため、イノシシ110番の設置や防除柵等の補助制度を設けて、農業に取り組みやすい環境の整備にも努めているところでございます。

次に、漁業の活性化についてであります。

本市は、御承知のとおり、周辺を海に囲まれており、平成30年の農林水産省海面漁業生産統計調査によりますと、漁獲量の多いものから順に、イワシ類、マダイ、クロダイ、スズキ類と続いています。漁船漁業の中でも本市の主力は小型底引き網で、高齢の熟練者の方は刺し網やタコつぼを行っておられます。

漁業においては、漁船と漁具を用いて操業を行いますので、農業と比較しますと、船舶免許や漁船の取得に伴う初期投資の費用が必要であるほか、魚がとれる場所、網代の熟知など、知識と経験も求められます。こうした条件を整えば、許可を得て観光遊漁船などを行うことができますけれど、一から漁業を始めようとする方にとっては、非常にハードルが高くなってしまいます。

そこで、生涯現役を合い言葉に、漁業者に対しては、操業の基盤となる漁船保険や漁獲共済の掛金助成を行っており、長く漁業を続けることができるよう、環境の整備に努めております。

また、遠くの漁場まで行かなくても、港の近くに新たな漁場を整備するように努めており、平成29年度は市単独費で柿浦地区につきいそ1基を整備し、平成30年度からは、深江、鹿川、是長地区と、3年間続けて市と県が共同による増殖場の整備を行っております。市と県が共同で整備した増殖場には、昨年度から放流直後の稚魚の生残率を高めるためのユニットを設置して、市場単価の高いキジハタの放流を行っております。

さらに、漁業者の中には、従来のように市場への出荷にとどまらず、移動販売車を活用した新たな販売方法や、消費者が購入しやすいように切り身での販売を取り入れるなど、ニーズに合わせた販売方法に切り替える取り組みも見られます。

農業者が農作物をつくって、あるいは、漁業者が魚をとって売る喜びを感じることができるよう、地産地消の推進に向けて、農業者や漁業者を初め、農協、漁協などの関係団体と連携を図りながら、第1次産業の持続化、活性化に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） 再質問をさせていただきます。

今言われたんは、1次産業が1, 362人言われましたけど、今、江田島市の高齢化率、65歳以上、75以上、85歳以上、その辺はちょっとわからんですかいね、どういうぐあいになっとるか。人口が2, 200ちょっと言われたんですかいね。そのうちの高齢化率、高齢者の数はどれぐらいになっとりますか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 高齢化率についての御質問です。

私のほうでは65歳以上人口しか把握してないんですけども、外国人を含む江田島市人口、9月1日現在、2万2, 554人、うち外国人を含む65歳以上人口9, 918人、65歳以上でいうところの高齢化率というのは43.97%ということでございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） ありがとうございます。いうことは、要は、43%、100人おったら40人が高齢者ということになると思うんですが、私はね、その方等を元気にせんことには、江田島市の元気度活性化というのは僕はない思うんですね。その方らは、今まで人間を長いことやっとなですから、いろいろ知識はある、経験はある、それをいかに活用するかいうことを私は考えなければならない思うんです。

江田島市の何いっても基幹は、農業であり、漁業であると思います。それを、農業なら農業で、その方らをどういうぐあいに活用して元気にするか。漁業なら漁業で、今現在も漁業をやっている方をどのように活用して元気にするかいうことが江田島市の活性化に私はつながると思います。

まず、農業から分析してみたいと思います。

農業で、江田島市はオリーブの市町、平成22年からずっとオリーブをふやして今いっていますけど、耕作放棄地に対するオリーブを開墾、整地した場合の補助金、その辺等をちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） オリーブの振興に関する補助についての御質問でございます。

オリーブに関する補助につきましては、主に苗木の購入補助、それから農地再生補助、そして栽培補助がございます。

苗木の購入補助につきましては、苗木1本当たり約2, 750円ぐらいするんですけども、それに対して8割程度補助して、実際には600円で購入できると、そういう8割補助をしております。

それから、農地再生補助につきましては、整地・抜根費用や、草を刈ったり、そうした整地・抜根費用について、やっぱり8割補助をしております。これは1反当たり10万円を限度額としております。

そして、同じく農地再生補助に土壌改良、肥料ですね。そうした土壌改良費についても8割補助をしております。これについては、1, 000平米当たり5万円を限度額と

しております。

そして、最後に栽培補助ということで、オリーブ植えたら支柱が必要になってまいります。その支柱につきましても8割補助、これも1,000平米当たり5万円が上限。そして、苗木ですね。もうちょっと小さいものに対する支柱の補助も8割補助で、これにつきましては、1,000平米当たり1万5,000円を限度額としております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） ありがとうございます。ということは、平成22年からそういうような取り組みをして、今、江田島はとこういえば、やはりオリーブの島というような感覚を持つとんですが、これをオリーブじゃなくて、普通の一般野菜とか果物、果実よね、そのようなものを植えた場合の補助率というのはどういふぐあいになつてんでしょう。教えてください。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今申しました制度につきましては、オリーブ以外の品目では補助を利用することはできません。ただし、耕作放棄地対象事業補助金というのがございまして、自己所有地以外の耕作放棄地を整地・抜根した場合、2分の1以内の補助で、1,000平米当たり5万円限度、そして、同じく土壌改良についても、これも2分の1以内の補助で、1,000平米当たり2万5,000円の限度額と、そういったものは御利用いただけます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） ということは、一般の耕作放棄地に対して、例えば野菜を植えたいというときは半分補助。それから、オリーブは8割補助というような感じになっておりますよね。これらを平成22年からやってきたいことは、僕はこの辺でぼちぼち考え直してもええんじゃないんかというような考えを持つとんですよ。

それはどういうことかいうたら、耕作放棄地を、要は、自分の所有地ならある程度自分が耕したりしますけど、今、江田島市の農地等を見た場合、こちらにいなくて、まらに出とるとか、高齢でようつくらんとか、そういう方が結構おられる思うんですよ。そういう方は放棄地になってしまうんで、その辺をどうにか行政のほうで、例えば農地バンクとか、そういうのをやってる思うんですけど、その辺の取り組みをもうちょっとちゃんとして、市民にアピールするとかして、耕作放棄地をなくす、その辺もちょっと考えなけりゃいけない思うんですが、農地バンクというのは、あれはどういふぐあいになつてますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 農地の貸し借りににつきましては、農地中間管理機構を御利用いただいて対応しております。しかしながら、先ほどもおっしゃったように、農地バンクの確立がまだまだできておりませんので、借りたい人と貸したい人のマッチングがなかなか思うように進んでいないと、そういうのが現状でございます。

今後は中長期的な視点で、貸したい、貸してもよい、あるいは売りたい、そういった

農地のリスト化を進めまして、地図に落として見える化し、公表するように考えております。そして、マッチングしやすい環境を整備していこうと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） やはり耕作放棄地を少しでも減らすということは、その農地が誰のかいうことを行政のほうがしっかり管理して、また、今言われたように、貸したい人、今度は借りて、そこをつくりたい人をうまくマッチングさせる方法を早目に見つけて、これはやらにゃいけん思うんですがね、その辺はどう思われますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 実は、微力ではありますがけれども、農地の集積、流動化に取り組んでおりまして、例えば、沖地区でこのたび農地集積を実際やってみたんですね。そうすると、3割、4割程度の方が貸してもいいよと。大体3割ぐらいはまだ使ってもらっちゃいます。あと残りは、売りたいとか、まだ考えてないとか、そういうことなんですけれども、私感じたのは、現在耕作してらっしゃる3割の方も、あと5年先、10年先やってらっしゃるかと思ったら、これもちよっと難しくなってきたんです。そしたら、もう遅いと言われるかもわかりませんが、今からでもしっかりそういった集積、情報収集に努めまして、次の担い手を探していくということもそうですけれども、そういったことにつなげていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） やはり行政がしっかり農地を管理するという、それから、その土地を誰が持つということをやってください。

それから、その農地を誰がどこへ持つのかいうことを行政がしっかり管理することと、借りたい人、その農地を耕したい人、例えば、僕、鹿川なんですけど、どうしても近いところをやりたいですけんね。そういう人、農地借りてやりたい人も把握して、ここへ農地があると、誰がつくる人おりませんかというように、お互いひっつけるような方法を考えてもらえりゃ思います。その辺はよろしく願いいたします。

それと、僕一番思うんが、農地が例えばあっても、今、この島はイノシシが多いいうて、大変じゃろう思うんですね。何つくってもええことはない。つくっても、ごうばかりして1つもええことない。ほんならせんほうがええじゃないか、ほんなら耕作放棄地がふえる。何かええ野菜はないかいうたら、僕はいろいろ思うんですが、僕はタマネギじゃ思うとんですね、つくるなら。何でタマネギじゃいうか。イノシシが来んじやない。僕が思うんは、要は、イノシシが食べるものをこしらえりゃあ、労力少のうて、収入が入ってくるんじゃないかな。

今一番は、農業は簡単に誰でも入れるような仕組みにせんにゃいけん思うんですよね。その一番の仕組み、機械器具を、まだどうも、耕運機等、草刈り機、人間が乗って運転して草刈るとか、平らなところじゃないと借りられんとかいうんはあるんですけど、そういうのを行政が僕は用意する必要がある思うんやね。

それはどういうことかいうたら、イノシシをとっても埋めるんが大変じゃと。農地を探せ、どこ埋めるんか、土地探してくれいうて、イノシシとるいうより、まずそれを探しなさいと。機械はバックホーを買ってくれたと。これも安うないじゃろう思うんよね。それと、今、竹林を整備するのに、竹をパウダーにする機械を、これも買ってくれとります。市民誰でも使えるような仕組みになっとんよね。まだみんなが農業いうのは親しみやすいんじゃけんね、もうちょっと耕運機でも、極端に言えば、あんまり大した金額はしやせんのですけんね、そういうのを買うて、一般素人でも簡単に農業へ入れるように、その辺を考えてほしいんですよね。そうすることによって、僕は農業が活性化する思うんですよ。

それから、補助金の分もオリーブだけじゃのうて、僕はタマネギいうて思うんですが、タマネギも、あれはあんまり手がかからんのですよ。11月ごろ植えて、追肥1回か2回やると。あとは、5月、6月ごろ、収穫になるんじゃがね。これを自分が一々として売るんじゃなくて、僕は農業の観光化、要は、できたら、例えば1つ20円、市のほうが10円補助金出して1個30円で売るとか、僕はそういうことを考えてもええ思うんよね。オリーブのまちじゃけん、それなんです、オリーブに8割補助金出す。例えばタマネギ1個10円補助金出して、タマネギ1個20円で販売すると。1人20個までですよいうたら、20個400円払や20個持って帰られるんよね。それ20個に対する市の補助金が10円いうことは、200円じゃね。それ、タマネギも例えば10万個こしらえようと思ったら、こりゃ大ごとで。ほんなら大した金額じゃのうて、放棄地がさばけると。

それから、今、僕はちょうどきのう、藤三行って見てきたんじゃがね、タマネギ3つで今、藤三は150円ぐらいしよったよね。やっぱりお客が買いに来るいうたら、この島へ人が来てくれるいうことは、江田島行きやタマネギを20個とっても400円じゃないの。農業する人は30円入ってくるんじゃけん、別に関係ないが。まちの人は、ほんなら、そうじゃったら得じゃないんかのいうような、遠くても得じゃないんかの、遊びに行ってみようや、子供、家族で行きゃあ、4人おりや80個とれるんじゃないんかいうて、自分が実際に畑入ってとってもら。そういうことも僕は考える必要があるんじゃないか思う。

とにかく、農業やる人が手間をかけずに収入になるというぐあいに、ちょっと方向転換で考える必要があるんじゃないかろうか思います。その辺、泊野部長どう思われますか。

○議長（吉野伸康君）　　泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君）　　例えばタマネギを使ったもぎ取り農園、そういったものを観光につなげるといったようなことでよろしいでしょうか。

本市は、広島市や呉市からほど近く、車や船を使って、あるいは、サイクリングで来ることができる身近なエリアだと思っております。

毎年、江田島の切串地区では、キュウリのもぎ取り体験やジャガイモ掘り、地鶏の卵拾い等ができます。そうした地産地消まつりを開催して、市内外から多くの方が訪れております。このほかにも、4月にはイチゴ狩り、9月にはイチジク狩りですね。10月はオリーブの収穫体験、そして10月下旬からはミカン狩り、それぞれ季節に合わせた

体験型の観光を提供できるような、そんなことになっております。

このように、本市の特性を生かした体験型観光というのは、民間の方が知恵を絞りながら実施していただいております。議員お考えのタマネギも今後の可能性を秘めていると、そういうふうにご考えておりますので、広がりを見せるものと、そういうふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） お願いします。僕が今希望したんは、地元の農業へ携わっとる人に対して、また、定年になって今から百姓でもやってみようかねいうような人に対して、入りやすいように機械を購入する。タマネギこしらえりゃ市が10円助成してくれるんじやと、僕の思いを言わせてもらいよるだけなんですけんね。ほいで、耕作放棄地を、オリーブだけじゃのうて、ほかのもんでも、今5割なんじやが、6割、7割上げていくとか、その辺を考えるとほしいと思います。

続いて、今度は漁業に移ります。

漁業は、今、正直んどこ、自分1人でやりよるとか、夫婦でやりよるとかいうのは、今大変じゃろう思うんですよね。何が大変かいうたら、魚がおらのじゃけん、沖へ出ても魚がおらのじゃけん。ほいで、油だけはかかってくるよ。油たいて沖へ出る、魚とれんのじゃけん。なら漁師さんはどうする。出んわいね。出ても銭ならんのじゃけん。なら、漁協、漁師さんだけの問題じゃなかろう思うんよね。こういうときこそ行政が手助けせんやいけん思うんよね。

今、一番僕が思うたんは、この漁師さんも観光のほうへ方向転換するというように、行政のほうで助成を出すというぐあいにやりやええ思うんですね。どういふことかいうたら、要は、沖行っても銭にならんものじゃけん、となると、沖に行っても銭になるような方法を考えるいうことよね。

なら、部長から聞いたんじやが、江田島には遊漁船を今やられる人が19人か、許可をもらおうとるみたいなんです。いうことは、江田島には11漁協あるんでしょ、今。そこで19いうことなんよね。ほんなら、割ったら各漁協に2名しかおらんいうことになるんよ。10年、20年前は、昔はすごく多かつたんじや。それは、企業が遊漁いうようなことで、休みになったらお客さん連れて行ったりしよったけん、そうじゃったんじやが、今は時代が変わって、そういう人はまずおらんようになりましたね。企業で接待で使うようなことはない。今の海は漁に行っても魚おらのじゃけん、漁師さんが行ってとって売るいうのはまずだめ。いうことは、今度は方向転換して、お客を連れて行きや、おるおらんは関係なく、連れて行きや銭になるいう方法を考えるしかないじゃない。何で魚が釣れんのお客さん来るかいうたら、そうじゃないよね。今、まちの人は家族で動いて、極端に言えば、僕の遊漁いうのはこういうことなんよね。お客を船に5人ぐらい乗せて、沖行って魚釣るんじやないんよね。要は、江田島いうのは大都会広島市を抱えとるんでしょ。周りは、僕のとこが一番大きい市場を抱えて、目の真ん前が江田島じゃけん。そこには周りいろいろ島がいっぱいあるじゃない。うちから出よう思うたら、美能のほうから行きや奈佐美やね、大奈佐美、小奈佐美（絵の島）があるやろ。こ

っち行きゃ、阿多田は島なんじゃが、阿多田ある。こっち来りゃ、今度は小黒、大黒神島、深江の沖のほうは、ありゃ黒島かいね、黒島がある。ずっと回りゃ、大君のそこには引島があるじゃろ。引島いうのがあるわね。それから、切串の沖にも、あれは何いう島だったかいね。切串と津久茂の間にある。要は、今の人は島へひょこっと渡って遊びに行くいうことはあんまりやってないんよね。僕が遊漁いうのは、要は渡しなんよね。そこで釣ってください、遊んでくださいいうようなことなんよね。今現実的に、いかだでいかだ釣りとか、いかだ渡して、朝9時ごろ連れて行って、ほいで3時ごろ迎えに行く。そういうのも1つのあれなん。それで3,000円、5,000円もらえば、大概是漁師さんも油を使うよりももうかるんじゃないけん。今からそういうような方向へ持ってってもらえばいいと思う。そのためには、今、遊漁やるのにどれぐらい費用かかるんですか。遊漁船の許可とろう思うたら。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 全てを調べているわけではないんですが、私が知っている部分で、鹿川にある大黒神島本舗さん、これ、1隻1日2万円。それから、何人かで乗り合わせで行くときに、1人が乗る場合だったら5,000円と、全てじゃないんですけども、大体その辺の値段でやってらっしゃるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） ありがとうございます。いや、僕が言うのはそうじゃなくて、遊漁船の許可をもらうのにどれぐらいかかるんか。例えば5人の遊漁の許可をもらう場合。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） すみません。遊漁船の登録費用は調べないとわかりませんが、船の検査を受けるのに、例えば10人乗せるのに船の検査を受けます。年間5万円ぐらいじゃなかったかと思うんですけど、幾らか値段がかかります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） そういう分の補助、市がオリーブにすぐ僕はかけるんじゃないけど、そこへ出してもええんよ、出すな言うんじゃないんじやが、そういうような、今、漁師さんは生きるか死ぬかじゃけん。船を持っとんよ。1,000万ぐらいかけて、それ以上じゃろう思うんじやがね。かけて、船を持って、沖で魚がおりゃ収入になるんじやが、それがならんのじゃけん。なら、船はあるんじゃないけん、それ以外で商売できる方法いうたら、僕が考えるのは遊漁しかなかったけん。その遊漁も市が宣伝するんよ。とにかく江田島市が、とにかく釣り、海のこと、離島や無人島へ行きたいとか、極端に言えば、黒神からテレビでようやりよるDASH島いうのが見えるんですよ。DASH島のほうへ行って釣りしませんかいうのを、とにかく江田島市が総力挙げて宣伝するんよ。江田島行きゃどこでも連れてってくれる、釣りに連れて行ってってくれる、無人島連れて行ってってくれる。そういうぐあいに考えんことには、住んどる人が元気ならん。その辺を考えてやってもらえりゃ思うて、こういうような質問しました。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今おっしゃるように、海を生かした釣りなどの体験というのは、非日常的な体験であり、本市の魅力の1つであると、そういうふうに思っております。

先ほどもおっしゃったように、今現在、市内で観光遊漁船の許可を持っておられる方、19名ほどおられます。そして、渡し船とかそういった利用をされようと思えば、漁協さんのほうに言ってもらえれば手配して下さるそうです。

そして、江田島市の修学旅行生の体験プログラムの中には、刺し網とか、タコつぼとか、そして船釣り体験もできますので、登録していただければ民泊のほうも盛り上がるかと、そういうふうに思っております。

しかしながら、先ほどからおっしゃっているように、遊漁船や渡し船などの観光漁業に取り組むためには、漁船の検査を受けたり、それから保険を掛けたり、そして乗船者人数分の救命胴衣を用意したり、初期投資に費用がかさむと、そういう事実がございます。

今おっしゃっているように、そういったことをしやすいように、需要と供給を調査しながら、そういった形の補助も考えてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○8番（上本一男君） 一応、私は、江田島市の基幹産業は農業であり漁業であると思うんですね。それへ新規に入ろうという人、今、江田島市の9,000人、1万人ぐらいが65以上いうんなら、2025年まで、まだ1万人ぐらいなるはずじゃけんね。となると、この人らを元気にせんことには、おる人を元気にせんじゃ、うちから発信せんじゃ人は寄ってこんもんですね。じゃけん、その辺のことを思うて質問させてもらいました。何かの参考になりや思うて言わせてもらいました。きょうはありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、8番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時15分）

（再開 13時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 報告第11号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第11号 専決処分の報告について（市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第11号 専決処分の報告について（市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づき

まして、市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第11号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

1、契約の目的につきましては、変更はございません。

2、契約金額でございます。契約金額は変更前が2億2,081万2,800円で、令和2年4月28日に議決をいただいております。このたび契約金額を2億3,168万8,500円に変更するものでございます。

3、契約の相手方及び4、工期につきましては、変更はございません。

変更の理由は、のり面保護工について、のり面の起伏が想定より大きいこと及び地山とのすりつけ区間が必要になったことから、のり面整形と植生基材吹付工の面積約750平米を追加したこと、植生基材吹付工の施工に当たり、高所への資材搬入が必要なことから、モノレールの供用期間を約2カ月延長したため使用料を追加したこと、以上の2点でございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、令和2年8月11日でございます。説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第11号を終わります。

### 日程第3 報告第12号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、報告第12号 令和元年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第12号 令和元年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書5ページのとおり、精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第12号につきまして、議案書5ページの令和元年度江田島市一般会計継続費精算報告書により御説明をいたします。

このたびの継続費精算報告は、平成30年度から令和元年度にかけて実施をいたしま

した消防庁舎整備事業費の3事業でございます。

報告書の表をごらんください。

初めに、9款1項消防費、事業名、消防庁舎整備事業（消防本部（署）庁舎整備事業）でございます。

全体計画の欄の年割額は、平成30年が3億6,941万6,000円、令和元年度が7億5,140万5,000円で、合計11億2,082万1,000円でございます。

中ほどの実績欄の支出済額は、平成元年度が3億6,941万5,800円、令和元年度が7億5,140万4,960円で、合計11億2,082万760円でございます。

次に、消防庁舎整備事業費（高機能消防指令センター整備事業）でございます。

全体計画の欄の年割額は、平成30年度が6,285万円、令和元年度が1億2,507万円で、合計1億8,792万円でございます。

中ほどの実績欄の支出済額は、平成30年度が6,285万円、令和元年度が1億2,507万円で、合計1億8,792万円でございます。

次に、消防庁舎整備事業費（能美出張所庁舎整備事業）でございます。

全体計画の欄の年割額は、平成30年度が1億650万円、令和元年度が2億2,483万9,000円で、合計3億3,133万9,000円でございます。

中ほどの実績欄の支出済額は、平成30年度が1億507万3,600円、令和元年度が2億2,626万5,000円で、合計3億3,133万8,600円でございます。

各事業におけます全体計画に対する実績額との比較は、それぞれ表のとおりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第12号を終わります。

#### 日程第4 報告第13号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第13号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第13号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第13号につきまして、別冊となっております令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により御説明をいたします。

別冊となっております報告書の第1ページをお願いいたします。

1、令和元年度健全化判断比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は4点でございます。

(1)の総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。

1番目でございます実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、「－」で表記をいたしております。3番目の実質公債費比率は6.2%、4番目の将来負担比率は23.4%でございます。

表の3段目、4段目にお示ししております早期健全化基準、財政再生基準の基準値以内にとの指標もおさまっております。

この決算に基づきます4つの指標値のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となりまして、また、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準以上になりますと、財政再生団体となるものでございます。

また、2ページには実質赤字比率の算定根拠を、3ページには連結実質赤字比率の算定根拠を、4ページには実質公債費比率の算定根拠を、5ページには将来負担比率の算定根拠をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、2、令和元年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1)総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。

地方公営企業法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計の2会計がございます。いずれの会計も資金不足額がございませんので、「－」と表記しております。

地方公営企業法非適用企業は、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計がございます。この会計につきましても、資金不足額がございませんので、「－」と表記しております。

それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化基準20%を超えますと、その公営企業につきましては、早期健全化計画の策定、個別外部監査などが求められることとなります。

また、7ページには地方公営企業法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページには地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。10ページには参考といたしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第13号の報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第13号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

(代表監査委員 入場)

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月12日から8月24日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うとともに、担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

(代表監査委員 退席)

これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第5 同意第3号 ～ 日程第13 同意第11号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第13、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの9議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました同意第3号から同意第11号までの農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現行の農業委員会の委員の任期が令和2年10月31日で満了となりますことから、山田隆見さんを初めとする9人を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

これらの方々には、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるの方々でございます。

以上、9件につきまして御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野伸康君）　　以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。

本9案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本9案は、こと人事に関することありますので、討論を省略し、直ちに起立による個別採決を行います。

初めに、同意第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第5号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第6号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第10号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

#### 日程第14 議案第59号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第59号 市有財産の処分についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第59号 市有財産の処分についてでございます。

旧切串中学校跡地を処分することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。

○企画部長(奥田修三君) それでは、議案第59号 市有財産の処分について御説明いたします。

議案書の26ページをお願いいたします。

まず、1の財産の内容です。財産の種類は土地、旧切串中学校跡地になります。地番は江田島市江田島町切串一丁目10210番8、地積は1万2,977.12平方メートル、地目は宅地となっております。

2の売却価格は9,092万3,000円。

3の売却の相手方は、広島市東区上大須賀町1番1号、広成建設株式会社 代表取締役 半田真一となっております。

なお、参考資料として、27ページに位置図と、28ページに地方自治法及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の関係部分を抜粋

したものを添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第60号

○議長（吉野伸康君） 日程第15、議案第60号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第60号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてでございます。

旧切串中学校跡地の売却に伴いまして、その敷地内にある切串小学校プールを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ただいま上程されました議案第60号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。  
議案書 30 ページに改正条文を、31 ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

議案書 31 ページの参考資料をごらんください。

現行、別表第 1、学校プールの項中から「切串・」を削るというものでございます。

30 ページをお願いいたします。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 16 議案第 61 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 16、議案第 61 号 江田島市オリーブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 61 号 江田島市オリーブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

施設の利用を終了した場合等における原状回復義務を免除することができる規定を設

けるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、議案第61号 江田島市オリーブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

33ページに改正する条例案を、34ページに条例案の新旧対照表を、35ページに参考資料を添付しております。

35ページの参考資料により説明をいたします。

1、改正の趣旨です。現状として、江田島市オリーブ園（以下「施設」という。）の利用者が施設の利用を終了した場合等においては、利用者に原状回復義務が課せられております。しかしながら、施設にオリーブが植栽され、成木に育った状態においては、原状回復するよりも、その立木を活用したほうが施設の効用を高めることができます。このような状況において、必要に応じて原状回復義務を免除できるように、所要の規定の整備をするものです。

2、改正の内容です。施設の設置目的を達成する上で、市長が特に必要と認めるときは、原状回復義務を免除することができる規定を設けます。

3、施行期日は、公布の日からです。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 1点質問させていただきます。このたび条例改正ということでもありますけども、条例つくったのが平成24年ということ、8年前ということになります。もともと私も、今回付け加えるものは当初そうすべきであったのかなというふうにも思っておるんですけども、このたび、要は、これをつくられたということは、平成24年に例えば3年生の苗を植えたときに、8年たてば11年生と、成木になりますと。そういった意味では、将来的にこういうことがあってはいけませんけども、そういった企業さんがもし仮に撤退した場合に、今の園地を有効活用するために、改めてこのたびこれをつけたほうが良いという判断で改正ということによろしいですね。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 議員のおっしゃるとおりでよろしいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 17 議案第 62 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 17、議案第 62 号 令和 2 年度江田島市一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 62 号 令和 2 年度江田島市一般会計補正予算(第 4 号)でございます。

令和 2 年度江田島市一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,968 万 2,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191 億 9,878 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第 62 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 20、21 ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は、本年、令和2年7月の長雨により発生いたしました土木施設災害復旧事業費の増に伴います災害復旧費負担金の増額補正でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、戸籍情報システム改修事業補助金の補助率変更に伴います組み替え及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正でございます。

2目民生費国庫補助金は、児童養護施設などの生活向上のための環境改善費補助金の減額補正でございます。

3目衛生費国庫補助金は、母子保健衛生費国庫補助金の増額補正でございます。

6目教育費国庫補助金は、小中学校におきまして実施します感染症対策支援事業及び学習保障支援事業に伴います学校保健特別対策事業費補助金の増額補正でございます。

8目消防費国庫補助金は、消防団設備整備費補助金の増額補正でございます。

22、23ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、児童養護施設などの生活向上のための環境改善費補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額補正でございます。

8目商工費県補助金は、サテライトオフィス誘致事業に伴いますチャレンジ・里山ワーク拡大事業補助金の増額補正でございます。

9目災害復旧費県補助金は、本年、令和2年7月の長雨により発生いたしました農業施設、林道施設、土木施設災害に伴います災害復旧費補助金の増額補正でございます。

3項委託金、1目総務費委託金は、国勢調査委託金の減額補正でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整のための基金繰り入れの減額補正でございます。

24、25ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人徴収金の減額補正でございます。

22款1項市債、2目民生債は、子育て支援センター周辺整備工事の増額に伴います一般単独事業債の増額補正でございます。

6目土木債は、一般単独事業債と公共事業債の組み替え及び公営住宅建設事業債の増額補正でございます。

8目教育債は、小学校トイレ改修事業の増額に伴います過疎対策事業債の増額補正でございます。

9目災害復旧事業債は、7月の長雨により発生いたしました、農業施設、林道施設、土木施設災害に伴います土木施設災害復旧事業債及び農林水産施設災害復旧事業債などの増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用、災害復旧事業費、児童福祉施設及び小学校などの施設整備費などを計上しております。

また、人件費につきましては、本年4月の人事異動などに伴います、給料、職員手当などの組み替え補正及び会計年度任用職員の雇用状況に伴います人件費の補正を各款・項・目におきまして計上をしております。

その内容及び合計につきましては、72ページからの給与費明細書にお示しをしております。

それでは、人件費関係を除きます主な補正につきまして御説明をいたします。

26、27ページから28、29ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事管理事業費で、新型コロナウイルス感染症により休止となった職員研修に伴います旅費、研修負担金の減額補正を、庁舎維持管理事業費で本庁トイレ修繕費などの増額補正を計上しております。

30、31ページをお願いします。

5目財産管理費は、財産管理事業費で、旧大君保育園の遊具点検委託料及び普通財産水路の修繕工事の増額補正でございます。

7目情報政策費は、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴いますウェブ研修、ウェブ会議に対応するための工事請負費の増額補正でございます。

8目交流促進費は、交流定住促進事業費で、移住相談などの増に伴います定住促進事業補助金の増額補正でございます。

32、33ページをお願いします。

12目安全対策費は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、避難所物品の備蓄倉庫及び避難所トイレ整備工事費などの増額補正でございます。

このページ下段から、34、35ページをお願いいたします。

13目市民センター費は、能美市民センター渡り廊下の雨漏り防水修繕料及びみたかゲートハウスの開設に伴います清掃委託料の増額補正でございます。

36、37ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍附票システムなどの改修に伴います改修事業委託料の増額補正でございます。

38、39ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金及び生活困窮者自立支援事業費で、生活困窮者臨時特別給付金の増額補正でございます。

このページ下段から、40、41ページをお願いいたします。

3目老人福祉費は、老人集会所等管理運営事業費で、修繕料の増額補正及び介護保険（保健事業勘定）特別会計の補正に伴います繰出金の減額補正でございます。

このページ中段から、42、43ページをお願いします。

2項児童福祉費、3目保育施設費は、認定こども園おおがきの廊下ガラス戸取り付け工事費などの増額補正及び新型コロナウイルス感染症対策に伴います備品購入費の増額補正でございます。

このページ下段から、44、45ページをお願いいたします。

4目児童福祉施設費は、子育て世代包括支援センター周辺整備工事及び児童館などの

児童福祉施設への消毒液等購入のための増額補正でございます。

46、47ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費は、新生児特別定額支援金の増額補正でございます。

5目保健センター費は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、臨時的避難所の位置づけとなります能美保健センター修繕料の増額補正でございます。

48、49ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、農業保険掛金助成補助金の増額補正でございます。

50、51ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業振興対策事業費で、漁船保険料補助金、漁業共済掛金助成補助金の増額補正を、水産業施設維持管理事業費で、漁船係留施設の修繕工事費の増額補正をそれぞれ計上しております。

52、53ページをお願いいたします。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、商工業振興対策事業費で、実績見込みに伴います広島県感染拡大防止協力支援金負担金の減額補正及び市ががんばる商工業等支援金の増額補正を、サテライトオフィス等整備事業費で、サテライトオフィス誘致施設の整備に伴います委託料及び工事請負費の増額補正を計上しております。

このページ下段から、54、55ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費及び3項河川費、1目河川維持改良費並びに2目砂防費は、財源更正でございます。

56、57ページをお願いいたします。

6項住宅費、1目住宅総務費は、実績見込みに伴います空き家等活用推進補助金の増額補正でございます。

また、3目住宅建設費は、財源更正を行っております。

58、59ページをお願いいたします。

9款1項消防費、2目非常備消防費は、小型動力ポンプ付消防車の寄贈に伴います登録費用などの増額補正でございます。

このページ下段から、60、61ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴います消毒液など、予防対策物品購入費の増額補正でございます。

2項小学校費、1目学校管理費及び次の62、63ページの3項中学校費、1目学校管理費は、新型コロナウイルス感染症予防対策物品などの購入費及び施設修繕料などの増額補正でございます。

66、67ページをお願いいたします。

4項社会教育費、8目環境館費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いますさとうみ科学館のトイレ改修工事費などの増額補正、里海学習推進事業費で、デジタルコンテンツ開発用備品購入費の増額補正でございます。

68、69ページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 目農業施設災害復旧費及び3 目林業施設災害復旧費は、本年、令和2年7月の長雨により発生した災害に伴います災害復旧費の増額補正でございます。

70、71ページをお願いします。

2 項1 目土木施設災害復旧費は、本年、令和2年7月の長雨により発生した災害に伴います災害復旧費及び平成30年7月豪雨災害復旧事業に伴います水道移設補償金の増額補正でございます。

1 3 款諸支出金、2 項1 目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の組み替え補正でございます。内訳の組み替えのため、補正額はゼロとなっております。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加としまして、AEDリース（子育て支援センター・津久茂児童館）等の2件をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。

追加としまして、公共事業等債の土木施設災害復旧事業などの4件をお願いしております。

また、廃止としまして、公共事業等債の急傾斜地崩壊対策事業で、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の1件をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いします。

変更としまして、公営住宅建設事業債など、5件をお願いしております。

なお、事項別明細書の72から74ページに給与費明細書、75ページに債務負担行為の支出予定額等調書、76ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 3点教えていただきたいと思います。

まず、事項別明細書の31ページなんですけども、地域おこし協力隊の事業費ということで、減額260万円という数字があります。これがどういったことでこのたび減額になるのか。地域おこし協力隊隊員報酬260万、これがどういった原因で減額するのかということです。

それと、あと45ページなんですけども、子育て支援センター運営事業費のところ、先ほど工事請負費のところ、周辺工事、恐らくにこここハウスの周辺工事だと思うんですけども、どういった工事の内容なのか、この点を教えてください。

それと、あと53ページのサテライトオフィス等整備事業費ということで、5,287万9,000円ということでありまして。これは、今回、新たにバレット社が来るもの

の部分と、一方で4階の能美市民センターの改修のところの部分が入ってくると思うんですね。私もこれはすごくいい事業だと思いますし、改修した以上は来ていただかなくちゃいけないと目的が達成できません。そういった場合、サテライトオフィスに来ていただく場合の企業側の何かメリットのあるような補助メニューがあつて初めてワンセットなのかなというふうに思っておるんですけども、今後、そういった奨励的なものも検討されているのかどうか。今、5,000万以上かけてつくるに当たって、必ず来ていただくための何がしかの誘致策というのがあるのか、その点を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 45ページの周辺工事についてでございます。

今回の補正で計上させていただきました工事請負費は、周辺工事として当初予算で1,000万円を計上させていただいております。これを2,000万円増額して、合計3,000万円の工事をするものでございます。

これを当初予算でお示しはしておりますけれども、センター前の南側の部分、入り口付近の部分につきまして、遊具とか駐車場を整備するものでございまして、その一部として当初予算に乗せてきておったわけですがけれども、1,000万円程度ですから、フェンスであるとか、土地の地盤がちょっと斜めになっていますので、その改良とか、その程度しかできなかったものを、今回2,000万をふやすことによりまして、駐車場の整備と遊具を設置したいと考えております。これは、今回、コロナウイルスで遠くに行かれなかった子たちもおるということで、子育て包括支援センターは屋内では遊ぶことはできますけど、屋外のところがないので、そこもあわせて、今回一気にやってみようということでの増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 事項別明細書の31ページ、地域おこし協力隊に係る減額補正に関することです。

これは、当初予算では5人分の人件費を計上しておりました。そのうちオリーブ栽培技術指導員の方が更新しなかった、このことによって精算をさせていただいた、算定期間中の精算によるものです。

それから、53ページのサテライトオフィス等整備事業費、議員御指摘のとおり、バレットグループの参入に伴いまして、3階部分については今年度中もそのまま貸し出しを進めております。

今回、補正を提案させていただきましたのが4階部分、4階部分を事務所にするための整備事業費となっております。企業の方、当然参入していただかないと、この5,000万が全く無駄なものになってしまうということは重々承知しておりますので、そのあたりの支援については、県の支援もでございます。江田島市の支援もでございます。雇用を何人すれば支援金をお支払いするというような制度を拡充しておりますので、そのあたりは十分に適用していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） それでは、33ページの防災事業費でございますが、工事請負費として3,982万9,000円、防災備蓄倉庫と避難所トイレ等の工事と先ほど聞きましたけれども、この内訳はどのようになっておりますでしょうか、お聞きします。

次に、51ページですが、漁船保険料補助金と漁業共済掛金助成補助金が計上されております。大変ありがたいことだと思うんですけども、漁船保険料補助金については、当初2,150万円、漁業共済掛金助成補助金につきましては735万円、当初予算で計上されております。このたび、合計で713万円の増額ということになるんですが、歳入費目の中に国庫支出金で713万円というのが入っております。これがその財源になると思うんですが、この国庫支出金は歳入費目はどちらのほうに上がっておるんでしょうか、お聞きします。

それと、漁船保険料、漁業共済とも、当初に713万円のほうを上積みで増額補助という考え方でよろしいんでしょうか。

それともう1つ、53ページ、先ほど質問もありましたサテライトオフィス等整備事業でございます。工事請負費で4,482万4,000円と計上されております。設計委託料440万円と計上しております。内容は4階のオフィスの整備だろうと思うんですけども、面積が85.6平方メートルと先般の全員協のときに説明を受けております。若干ですが、この4,482万4,000円という額がちょっと大き過ぎるんじゃないかというように感じるんですが、ここらあたりの説明をお願いします。以上、お願いします。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 事項別明細書33ページの防災事業費、工事請負費3,982万9,000円の内訳です。避難所生活用のトイレ、この工事費が2,716万9,000円、続いて備蓄倉庫1,183万6,000円、それともう1個、防火水槽の撤去、これが82万4,000円、この3つを合わせて3,982万9,000円でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 51ページの水産業振興対策事業費の漁船保険料、それから、漁業共済掛金の補助金の増額補正でございます。

これは、全協のときに御説明いたしました新型コロナウイルス感染症に対する農林水産業共済等支援事業で行うものです。これは、既にもともと漁船保険、それから、漁業共済保険については予算でありましたけれども、いろいろ漁業者の声を聞きましたら、収入がやっぱり各段に落ちていると。それに対して、なかなか漁船保険とか拾えない部分もあったりするというので、また加入の促進も含めて、漁業経営の安定にはそういった漁船保険、漁獲共済、そういったものに加わってもらいたいという、その加入促進も含めた意味で、ここに増額補正をさせていただきました。

財源につきまして、臨時調整交付金ですか、地方創生交付金、そちらのほうで充てられるものと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 財源について補足説明をさせてください。

事項別明細書の20、21ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、説明欄のところにございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが今回歳入で1億1,378万7,000円を計上させていただいております。

これは、これまで1次内示、2次内示が交付金でございました。1次の内示額が1億4,114万1,000円、2次の内示額が4億2,536万2,000円で、内示額の合計が5億6,650万3,000円、これだけ臨時交付金の内示を今いただいておりますが、今回、そのうち1億1,378万7,000円を歳入として計上させていただいております。

これまで、補正額、専決処分と、6月、8月に補正をいただきまして、この内示をいただいたもののうち5億6,288万3,000円を予算計上、事業化をさせていただいておりますので、内示をいただいたもののうち、残る充当残が362万ほど残っております。あと国が予備費で10兆円を計上していただいておりますので、本市としましては、事業の継続に対して3次補正をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 事項別明細書53ページ、2目商工業振興費のうち、サテライトオフィス等整備事業の中の工事請負費が面積に対して工事費が高いんじゃないかというような御指摘でございました。その工事内容について説明させていただきます。

まず、今、現状の別館4階は書庫になっておりまして、その書庫の公文書を能美市民センターの車庫の2階にあります書庫、こちらに移す予定です。この車庫の2階の書庫が大変古く傷んでいるので、ここらあたりの防水処理工事、それから内装等を整備する、その上で文書に移した後、初めて別館4階の工事に着手できる。この際にやる工事が床の改装、OAフロアですね。それから、エアコンを今設置しておりませんので、エアコンの整備。それから、トイレが男女共用となっておりますので、これを別にする。それから、内装工事、電気工事、このあたりを含めて4,482万4,000円の要求となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 53ページの関係なんですけれども、4階書庫の公文書を移設、駐車場の上の倉庫に移設するとあります。書庫の整備費も入っておるといってすね。それは幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） ただいま個別の積算を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 1点ほどお聞きいたします。67ページの10款教育費、

4項の社会教育費の8目環境館費、これはさとうみ科学館だと思うんですが、工事請負費310万円となっておるんですが、これの内容と、それから、66ページに今回の補正が387万1,000円で、特定財源が397万1,000円になつとる。補正額より国費のほうが多いんですが、ここらの関係を教えてほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 67ページ、さとうみ科学館の工事請負費でございますが、これもこの前の全協でちょっと説明しましたように、トイレの洋式化でございます。各階1つつくっていくということでございます。

それと、この国庫支出金、今回、全部、一番上の区分9の旅費がマイナス10万円となっております。それを全体額から引いたものが387万1,000円、残りの需用費、工事請負費、備品購入費、これを足したものが397万1,000円、マイナス10万円しますので、補正額は10万円マイナスになっているということでございますけど、よろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） わかりました。要するに、補正額より国費、コロナ分が10万円ほどふえたということでええんですよの。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） いえ、今回のこの需用費以降のもの全部足したものが397万1,000円、いわゆる国費、国庫支出金と全く一緒でございます。だから、補助としたら100%。ただ、全体では、この旅費、いわゆる通勤手当10万円分を引いたものが補正額ということになるので、10万円マイナスした387万1,000円。ですから、国費は全額、今回ののはついているということでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） すみません。先ほど酒永議員より質問のあった車庫2階の工事に関する工事費がどのぐらいかということなんですが、489万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時40分まで休憩します。

(休憩 14時28分)

(再開 14時40分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第18 議案第63号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第63号 令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第63号 令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,375万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第63号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の80ページ、81ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動などに伴う職員給与費等の増減を行うものでございます。

初めに、歳入からでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金の減額補正でございま

す。

続きまして、歳出でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費及び5款1項保健事業費、1目保健衛生普及費は、人事異動に伴う職員手当や報酬の減額補正でございます。

なお、84ページから86ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第64号

○議長（吉野伸康君） 日程第19、議案第64号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第64号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,830万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第64号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書90ページ、91ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動などに伴う職員給与費等の増減、また、令和元年度事業の精算に伴う国への返還金につきまして、予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、中段の4款1項支払基金交付金及びその下、5款県支出金、3項県補助金の地域支援事業交付金は、人事異動等に伴う職員給与費等の財源更正によるものでございます。

このページ下段の7款繰入金、1項一般会計繰入金の地域支援事業繰入金も、そして、次のページ、92ページ、93ページのその他一般会計繰入金も同様に、人事異動等によるものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、昨年度、令和元年度の実績に伴います返還金でございます。

また、人件費につきましては、人事異動等に伴いますものですので、各款・項・目におきまして、それぞれ給与等を計上しております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

96ページ、97ページをお願いいたします。

最下段の7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和元年度事業実績の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金でございます。

なお、100ページから102ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第65号

○議長(吉野伸康君) 日程第20、議案第65号 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第65号 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第65号 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

このたびの補正は、主に職員の人事異動に伴う人件費の補正と河川災害復旧工事に伴う水道管移設の工事費などを補正するものです。

令和2年度江田島市水道事業会計補正予算書、1ページをごらんください。

第1条 令和2年度江田島市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について。

第1款第1項営業収益を69万円の増額補正を行いまして、第1款水道事業収益の補正後合計額を8億2,729万円とするものです。

支出については、第1款第1項営業費用を40万5,000円の増額補正を行い、第

1 款水道事業費用の補正後合計額を7億8,720万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、7ページの費目別内訳書をごらんください。

まず、上段(1)収益的収入及び支出の部、上段の収入については、水道事業収益の第1項第2目受託工事収益として、関係部署から依頼があった木下川沿線の市道三吉是長線道路災害復旧工事の水道管移設工事に伴う事務関連費の手数料69万円を増額しています。

また、下表の支出については、水道事業費用の第1項第4目業務費として、人事異動に伴う給料や手当などの職員人件費を合わせて40万5,000円増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条 当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段をごらんください。

まず、収入について。

第1款第4項工事負担金を531万円増額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を1億3,251万円とするものです。

支出については、第1款第1項建設改良費を600万円増額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を3億6,610万円とするものです。

補正の内容につきましては、7ページの費目別内訳書をごらんください。

まず、中段(2)資本的収入及び支出の部、上段の収入について。

資本的収入の第4項第1目工事負担金として、関係部署から依頼があった木下川沿線の市道三吉是長線道路災害復旧工事の水道管移設工事に伴う工事負担金531万円を増額しています。

また、支出については、資本的支出の第1項第2目水道改良費として同様に道路災害復旧工事に伴う水道管移設工事費600万円を増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条本文をごらんください。

当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,290万円を2億3,359万円に増額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,940万5,000円を1,995万円に増額及び建設改良積立金6,983万9,000円を6,998万4,000円に改め、補正するものです。

第4条 当初予算第6条に定めた職員給与費を40万5,000円の増額補正を行い、1億3,350万6,000円に改めるものです。

その他、実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページに、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第66号

○議長(吉野伸康君) 日程第21、議案第66号 令和2年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第66号 令和2年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第66号 令和2年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

このたびの補正は、主に職員の人事異動に伴う人件費の補正と処理場の維持管理委託料の減額などの補正をするものです。

令和2年度江田島市下水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和2年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について。

第1款第1項営業収益を56万6,000円の増額、第2項営業外収益を営業収益と同額の56万6,000円の減額補正を行うもので、第1款下水道事業収益の合計額は

14億8,250万円に変更はありません。

支出につきましても、第1款第1項営業費用の費目間での増減はありますが、下水道事業費用全体での変更はありません。

補正の内容につきましては、6ページの費目別内訳書をごらんください。

まず、収益的収入及び支出の部、下表、支出についてでございます。

下水道事業費用の第1項営業費用の第2目処理場費として、人事異動に伴う給料、手当などの職員人件費は増額となりますが、処理場維持管理業務委託料の入札に伴う執行残を減額し、合わせて133万5,000円の減額補正を行います。

第3目普及促進費につきましても、給料や手当などの職員人件費の増減に伴い、101万7,000円の増額補正、第4目総係費につきましても同様に職員人件費の増減により31万8,000円の増額補正を行いまして、第1項営業費用の費目間での増減はありますが、第1款下水道事業費用の合計額は14億8,580万円に変更はありません。

次に、上表の収入については、処理場費や普及促進費などの国の繰り入れ基準に基づいた交付税措置のある支出予算の補正に伴いまして財源の変更が必要となったことから、一般会計負担金を56万6,000円増額し、同額の一般会計補助金を減額するものです。

第1款下水道事業収益の合計額に変更はありません。

1ページに戻っていただきまして、第3条 当初予算第8条に定めた職員給与費を668万3,000円の増額補正を行い、9,207万8,000円に改めるものです。

第4条 当初予算第9条に定めた一般会計補助金について、2億9,681万5,000円から56万6,000円の減額補正を行い、2億9,624万9,000円に改めるものです。

その他、実施計画は2ページに、キャッシュフロー計算書は3ページに、給与費明細書は4ページ、5ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 2 議案第 6 7 号 ～ 日程第 3 3 議案第 7 8 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 2 2、議案第 6 7 号 令和元年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 3 3、議案第 7 8 号 令和元年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第 6 7 号から議案第 7 8 号までの令和元年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、議案第 6 7 号で一般会計、議案第 6 8 号で国民健康保険特別会計、議案第 6 9 号で後期高齢者医療特別会計、議案第 7 0 号で介護保険(保険事業勘定)特別会計、議案第 7 1 号で介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計、議案第 7 2 号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第 7 3 号で港湾管理特別会計、議案第 7 4 号で地域開発事業特別会計、議案第 7 5 号で宿泊施設事業特別会計、議案第 7 6 号で交通船事業特別会計、これら 1 0 の会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、議案第 7 7 号で水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

最後に、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、議案第 7 8 号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

令和元年度の決算について、予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営等の審査に熱心に当たられました三浦代表監査委員、上松監査委員に対しましては、厚く厚く敬意を表する次第でございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第 6 7 号から議案第 7 8 号までの令和元年度江田島市各会計

の歳入歳出決算の認定等についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本12議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 令和元年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに令和元年度江田島市公営企業会計決算審査意見書について御報告いたします。

令和元年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る7月16日から8月24日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行いました。また、令和元年度江田島市公営企業、水道事業、下水道事業の会計決算につきましては、去る6月5日から8月24日までの間、総勘定元帳、その他会計諸帳票及び関係書類との照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、令和元年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和元年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経費はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員 退席）

以上で、監査委員の審査意見報告を終わります。

### 決算審査特別委員会の設置

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第67号 令和元年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第78号 令和元年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議会選出の監査委員を除く17名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本12議案は、議会選出の監査委員を除く17名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてはいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に登地靖徳議員、副委員長に浜西金満議員を指名いたします。

#### 日程第34 発議第6号

○議長(吉野伸康君) 日程第34、発議第6号 江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

浜西金満議員。

○16番(浜西金満君) 発議第6号。

令和2年9月10日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例(案)の提出について。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第35 発議第7号

○議長（吉野伸康君） 日程第35、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

浜西金満議員。

○16番（浜西金満君） 発議第7号。

令和2年9月10日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）です。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第36 発議第8号

○議長（吉野伸康君） 日程第36、発議第8号 「公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直し」に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 発議第8号。

令和2年9月10日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野敦正。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

「公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直し」に関する意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和2年第5回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

（閉会 15時24分）